

原子力安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針（案）」
及び「原子力安全基準・指針専門部会の見解」に対する意見

- 指針の見直しは、今後とも不断の姿勢を望む。

【理由】

今回の改訂は25年ぶりとなるものであり、しかも改訂のとりまとめに5年近くを要している。指針ができたことで安心ということだけでなく、今後の新たな知見や経験の蓄積に対応していち早く指針に反映する姿勢を期待するところであり、これが地域住民の安心につながる。

- 2. 適用範囲の例外規定は設定しないこと。

【理由】

耐震設計指針は、事業者が行う耐震設計が、妥当かどうかを判断するための基準である。誰もが、指針を基準に、事業者の判断をチェックできるものでなければならない。

よって、指針の2. 適用範囲の例外規定は設定しないほうが好ましい。

- 残余のリスクについての地元への説明責任と継続的な検討を望む。

【理由】

大きな地震を想定しても、それを超える規模の地震が起こりうる。想定を超えた地震の発生は、残余のリスクであるという現在の地球科学の知見も理解できる。

しかし、地元感情として、残余のリスクの考え方が原子力発電所建設当初になかったものなので受け入れがたいものがある。

従って、この事への地元に対する説明責任を果たして欲しい。また、残余のリスクは検討途上であると認識しており、今後とも色々な見解に基づく議論・検討を継続していただきたい。

- 余震に対する記載がみられない。余震に伴う影響を追加されたい。

【理由】

地震は一回の本震だけで終わるものではない。新潟県中越地震では、本震と同規模の余震が何回も発生し、本震では倒壊しなかったが、傷ついた建物がその後の余震で倒壊した事例が数多くあり、地域住民はこれを目の当たりにした。

原子力施設の修繕は短期間には不可能であり、従って耐震指針では、原子力施設は本震～余震の一連の地震に耐えられるものでなければならないと考える。

耐震設計審査指針（案）は、こうした余震の効果の規定が見られないので、余震に対する検討項目を加えていただきたい。

平成18年6月22日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を
確保する地域の会